

令和8年秋の火災予防運動

令和8年11月9日(月)～11月15日(日)

2026年度全国統一防火標語「火の確認 いい日を支える いい習慣」

三観広域消防本部管内（観音寺市・三豊市）の火災発生状況「2026年1月～9月」

火災件数 49件（建物火災16件 車両火災3件 林野火災1件 その他火災29件）

損害額合計 約2億327万3千円

焼損棟数 24棟 罹災世帯数 9世帯25名 死者数 1人 負傷者数 10人

出火原因別にみると、「たき火」が19件で最も多く、次いで「たばこ」4件、「電気機器、電灯・電話線、火あそび」が各2件「こんろ、ストーブ、配線器具、衝突の火花」が各1件の順となっており、これらに含まれない「その他」が8件、「不明・調査中」が8件です。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置と維持管理について

- ・ 設置場所は基本的には寝室と寝室がある階の階段上部で、煙感知器を設置してください。
- ・ 古くなると電池切れや部品不良などで火災を感知しなくなるため、日頃から点検して10年を目安に取り替えましょう。

お問合せ先 三観広域行政組合消防本部（観音寺市坂本町）電話 0875-24-0119

予 防 課（観音寺市坂本町） 23-3972

北消防署（三豊市高瀬町） 72-2119

南消防署（観音寺市坂本町） 24-2119

第二分署（三豊市山本町） 63-2119

第一分署（観音寺市大野原町） 52-2119

第三分署（三豊市詫間町） 83-2119

事業所用

令和8年秋の火災予防運動「令和8年11月9日(月)～11月15日(日)」

消防法では、多くの人が出入りする建築物などで用途や規模等に応じて火災予防や火災発生時の対応計画の作成や消防訓練の実施、消防用設備の整備・維持管理等が義務付けられています。日頃から以下のことを実行して、防災・減災に努めましょう。

1 防火の責任者を中心に対策をすすめる

防火管理者や責任者を中心に、日頃から防火・防災対策に取り組みましょう。



2 各自の役割を決めておく

初期消火・避難誘導などの役割を分担して一人ひとりが責任感を持つようにしましょう。



3 緊急時のマニュアルを準備する

火災発生時の行動を話し合い消防計画とともに対応マニュアルを作成しておきましょう。



4 防災用品を用意しておく

火災・災害発生時のけが人の処置等に対応できるよう防災用品を用意しておきましょう。



5 定期的に消防訓練を実施する

消防計画や防災マニュアルに従って、定期的に消火や避難の消防訓練を実施しましょう。



6 地域とともに防災に取り組もう

付近の会社や自治会の住民といっしょに防火や防災のことを話し合っておきましょう。



令和8年秋の火災予防運動における重点目標

- 1 住宅防火対策の推進
- 2 地震火災対策の推進
- 3 林野火災予防対策の推進
- 4 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 5 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- 6 乾燥時及び強風時の火災発生に対する警戒の強化
- 7 放火火災防止対策の推進
- 8 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底



**感震ブレーカーを
設置しましょう!!**



感震ブレーカーを設置して、地震火災の発生を防ぎましょう

○ 感震ブレーカーの必要性

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する火災など、地震による火災の約6割は電気が原因と言われています。これらの火災を防止する手段のひとつが『感震ブレーカー』です。